

として重要であると云ふ概念で、調査員なども名譽的なものとして、各部落毎に有力者を囑託したので、いざ報告の期限が来ると役場から一々訪問して漸く作製したものである。また各種の調査に當つても何か税金をかける關係だらうと疑つて、當業者も仲々本當の事を云はなかつたのは數年前まであつたことである。私の町でも矢張り此様な経過を辿つたのであるが、數年以來主任として統計に興味を持つ正確な篤農家を書記に採用し、調査員の如きも漸次農學校出の人を依囑し縣の指導と相俟つて研究的に努力をつづけられた結果、現在では正しい報告は勿論町としても統計に基礎を置いて施設をするし、町民も亦毎月の町報に掲載する各種の統計に留意する様になつたことは愉快である。たゞ年々複雑する仕事に對

## 祝 發 刊

鹿島郡統計事務研究會長

小澤 清 藏

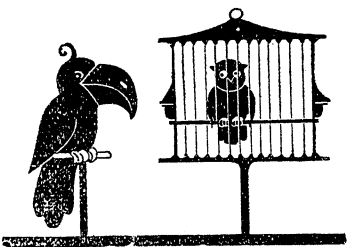
統計は國民福祉の増進を計ると共に各般の政策施設の基礎資料たるのみならず、各種の企業計畫及び經營上の資料として、又學術の研究資料として必要欠くべからざるものにして文化の發達、國家振興の基をなすものである。若し其の統計

し、町村財政上報ゆるにうすき事は、まことに調査員に對し氣の毒に堪えないのである。以上私の町のことを取りまぜて

**町村統計の實狀を述べ**

たのであるが、要するに今次の問題を楔機とし、よく町村統計の實態を知得せられ、此國家的の事務に對する國、縣よりの補助を増額し、隠れたる調査員各位の努力に對し併せて遇するの方法を講ずることにせられたいと思ふ。同時に町村當局も一層意をこれにいたし、調査員に適任者を撰拔し、「正確第一」を信條とし官民協力せられたならば、かの種の論争も生ぜず、町村統計報告を不安なからしめ得ると信するのである。(九、二二、一〇)

調査にして疎漏杜撰なるときは百般の施設經營に齟齬を來たすにいたる、斯の如く統計は極めて重要性を帯ぶるものであるが、事甚だ無味乾燥に見え趣味に乏しくやゝもすれば粗略に流れ易き虞れあるは寔に遺憾にたへない。殊に現下我國は内外共に時局重大にして正確なる統計の要益々緊切の度を加へつゝあり、此秋本縣に於ては統計協會を設立し機關誌を發行し以て縣下各町村の連絡と統計の整備改善を圖らるゝ事は最も時宜に適したる計畫であつて、慶賀に堪へざる次第である。切に健全なる發達を望んでやまない。



### 實 務 道 場

# 統計調査の葉

【1】

統計が進歩し、統計が利用されることに  
よつてはしめて完全なる國策は生れる

### 工 藝 農 産 物 其 ノ 三

(市町村報告期一月十五日)

コンニャク芋ハゼ(ローソクの原料)のように二年乃至三年のち收穫するものゝ作付反別は凡て收穫します年を始めの反別を調ぶるのである尙收穫皆無の土地でも一旦作付しました反別は收穫する年に調査するのであります。尙收穫したる年に乾燥しないで翌年又は他の町村に於て乾燥したるときは收穫しました年に乾燥數量に見積りまし

て生産地にて調査するのであります。ミワタは實子を含めました數量を調べるのである、一反歩收穫高は無收穫反別を控除しない作付反別に於て收穫高を除いて算出するのであります。

- 尙、参考までに、
- 一、實綿の種子は大体左の割合である
- 實綿百匁に付種子七十六匁位綿二十四匁位

### 家 畜

(市町村報告期一月末日限)

飼養戸數及頭數を十二月末日現在を以て調査し生産及斃死に在りては其の年中の事實を調査するのであります。馬に在りては馬籍簿に依つても調査が出来るのでありますが、併し馬籍が完全に整理してある町村は極めて少い状態であるから總て實際に飼養者に就き調査することゝしたい。

頭數調査の場合に、官有は除くとあ

るも右は國有の意味であるから縣、市町、村、組合等は何れも調査するのであります。國有として地方に在るのは即ち軍馬並國立種馬所の貸下馬で、それが無い市町村では全部調査するものと思つて差支が無いのであります。調査に當り特に注意を促したいのは年内異動の欄である豚の如きは殆んど各市町村に生産あるもので例へば報告書に相當多數の飼育あるのに之が生産記入なき爲果して事實かどうか照會すると何れも記入洩であつて事實該當のなかつたと云ふ様な場合は極めて稀であります。それから年内に生れて且つ死亡したもののは生産の欄と斃死の欄と双方に掲上すべきものなれども現在頭數には影響無き爲之を脱落するものも尠くない。殊に馬の生産等は農林課の種付成績をも参考として對照検査して居るが兎角統計に現れた生産數が少い場合のあるのは斯る結果に依るのでありますまいか。

又調査に當り特に困難を感じるのは馬の和種、洋種の區別であります。血統書を持つて居るものは明であります。が、これが無い爲に和種として報告する向が現在でも相當あるやうです。和種とは左記の如きもので本縣内には殆んど居ないのであるから注意して欲しい。

#### 和種の特徴

- 1、頭頸大、軀幹微長、四肢稍々大にして短く尻狭く傾斜して後方に尖り筋肉の發育概して良好ならず
- 2、長毛(タテガミ、シリゲ、アゲケ)は多くして皮膚厚く全身の被毛粗雑にして長し
- 3、體高は小にして殆んど四尺七寸以下なり

#### □牛乳 (同上)

搾乳場數は年末現在に於ける場數を搾乳業者(牛乳營業取締規則に依る牛乳營業者)と農家其の他に區別して調

査するものにして假令畜産、産業組合等にて牛乳の搾取販賣を爲すものがありまして之を搾乳業者とせず農家其の他に計上するのであります。又牛乳經營者が他地方に搾乳場を設けて搾乳する場合に在りては總て搾乳場所在地に於て調査します乳牛(年内に搾乳したる牛)は年末現在の靜態の外に年内に於て斃死せる頭數も區別して掲上し搾乳高は其の年内に於て搾乳せる全部(但し衛生検査に不合格となりたるものは之を除く)數量を掲上するものなるを以て、一應所轄警察署の調査に係るものと對照し其の正鵠を期せられたい。

#### □屠殺 (同上)

本調査は年末現在に於ける屠場數並に一ヶ年間に於ける成牛(一歳以上)犢(一歳未満の牛)馬、豚、緬羊、山羊に付、牝牡別、屠殺頭數並に其の肉重量の牝牡別、數量、價額を調査するので

#### □漁船

(市町村報告期一月末日限)

本調査で漁船とは漁業に従事することを目的とする漁船或ひは漁場で自己の漁獲物、又は其の製品を運搬することを目的とする船舶を指すもので、其の構造の如何に拘はらず又其の大小にも構ひませんから、如何なる小なる船でも右三用途に使用せらるゝものは漏れなく調査するのであります。

漁船調査の場所は凡て船籍所在地の町村に於て年末現在に於ける總隻數及年内に於ける新造、廢用船を調査するのであります。

前年末現在に本年中の新造船、廢用船を加除するときは本年末現在船數と一致すべき筈であります。若し賣買又は船籍を他町村に移したる場合、或は一旦廢用したる船舶を修繕して使用し得るものありたる場合は、之を年末現在に加へて其の旨を備考に説明するのであります。

ありまして、屠場數は其の年の内に於て實際に屠殺せし場所を調査し、其の年内に休業したるものは場數へは計入せず休業に至る迄の數量價額を調査記載の上備考へ説明する様に願ひます。又屠殺は食用の目的を以て殺すのですから家畜傳染病の爲め撲殺せしものは之を含めないであります。

#### □水産業者

(市町村報告期一月末日限)

水産業者とは様式に示す如く漁業鑑札の有無に拘らず實際に漁撈養殖製造に従事するものを謂ふのであります。若し兩者を兼ねる場合は何れかの主なる方に掲ぐるのであります。

調査の時期は毎年十二月末日現在でありますが季節的に従事し年末に於て従事しない場合でも其の年中に實際従事したるものに付其の年末現在を調査するのであります。

業主とは業務を主宰經營する者で使用者とは其の下に在りて事務技術に従事する者を謂ふのであります。

例へば獨立の生計者が網主に備はれ通勤する者は網主組合等の被用者とせず其の個人より觀て漁撈の業主として取扱ふのであります。業主の家族にして漁業の事務技術又は單に勞務に従事する者は被用者として掲上し遊漁に屬する者は計上しないのであります。

本業には夫々主として漁撈製造又は養殖に依り生計を營むもので副業には他の職業を本業とする者が傍ら水産業に従事する者を謂ふのであるから區別して調査するのであります。尙探藻者は漁撈中に加へて調査するのであります。

## □水産物(沿岸漁獲物、遠洋漁業、水産養殖、水産製造物)

(市町村報告期一月末日限)

本調査は水産物調査方法に依り調査員は當業者に就き一ケ年の事實を調査すべきものでありますが、本調査事項の發生は連続的でありませうから、常に漁獲の状況に注意して隨時之を調査記載し置いて翌年一月に之を集計して縣へ報告するのであります。

本表は漁撈者の住所所在地の町村に於て調査するのであるが、他町村に居所を置いて漁獲せるものは居所所屬の町村に於て調査するのであります。尙住所居所は寄留手續を爲したると否とに拘らず事實に依るものです。

本表に該當ある場合は必ず水産業者表の漁撈本業か、副業かの孰れかに從事者を掲せられ相關聯すべきものですから注意を願はねばなりません。

漁獲物は凡て水場をなしたる生鮮の状態に於けるものゝ數量價額を調査す

るのであります。各表中「その他」の欄に計上したるものは必ず其の品名及數量價額を備考欄に記載を願ひます。

尙沿岸漁獲物と遠洋漁獲物を混同せぬ様に注意を願ひます。

遠洋漁業と謂ふのは五噸以上の船を以て沖合又は遠洋に於て漁業に従事するものを指すものです。随つて五噸未満の船で沖合又は遠洋に於て漁獲をなした場合には、之は遠洋漁業ではなく沿岸漁業であつて其の漁獲物は當然沿岸漁獲物表に計上致すことになるのであります。水産養殖は養殖の目的を以てせらるゝものゝみを調査せられ愛玩的に飼育するものに就ては調査を要しません。養殖場面積は年末現在を以て調査するのでありますが凡て調査事實の存する地に於て調査すべきが原則でありますから乃ち甲町村の人乙町村に養殖場を有する場合は其の養殖場所所在地の町村に於て調査するのであります尙養殖場面積は年末現在を以て調査す

るのであります。之が異動等は實際察少なるべきものを年々著しく相違するものがありますから其の場合には理由を備考に必ず記載すべきであります。

水産製造物中鰯粕の生産ありて鰯油の生産なきもの、又は製造品の其の原料に對し均衡を失せるものにおいてはその事由を必ず備考に記載致すべきであります。

## □織物

(綿織物、絹織物及絹綿交織物、麻織物及麻交織物、毛織物及毛交織物)

(市町村報告期一月末日限)

各種織物の中本縣に於て生産せらるゝものは綿織物、絹織物及絹綿交織物のみにして他の織物は生産せられざるもこの調査に當りては次の様に注意せられたるのであります。

一 機業場にして二種以上の製造を爲す場合、例へば綿織物と絹織物の兩方を併せ織るものは機場數、機業臺數、職工數に就ては主なる一方に之を記載

し、製品の數量及價額に就ては關係各表の相當欄へ計上するのであります。

又他より委託を受けて一定の工賃を得て行ふ賃製造(織元より委託を受けて行ふ賃織の如きもの)に就ては製造場數機臺數、職工數は賃業者所在地の市町村に於て調査し製品の數量及價額は委託者所在地の市町村に於て之を調査するのであります。

力織機とは水力、汽力、瓦斯力、電力等の動力に依り運轉する機械織機を指すので足踏織機は手織機に之を算入するのであります。

廣幅物とは幅鯨尺一尺三寸以上のもの小幅物とは幅鯨尺一尺三寸未満のものにして特殊物とは廣幅物及小幅物中掲げられたる普通の反又匹物以外のものを謂ふのであります。

職工數には事業主又は其の家族と雖其の業務に従事するものは調査するのではありません。

綿ネルの生地を買入れ製品と爲すも

のは綿織物表に算入せざるものなれば調査を要しないのであります。尙絹織物及絹綿交織物表中帶地には兵子帯は含まざるを以て注意せられたるのであります。

綿織物及絹織物等の月報を報告する特殊町村に於ては數量及價額は各月報告の一ケ年間の合計數量及價額と稍一致すべきものなるに付對照の上製表せられ甚だしき誤りなき様に心掛けられたいのであります。

綿織物の生産中足袋底綿布は様式中特殊物の其の他の欄に價額のみ掲せられ其の數量は備考に記載せられたるのであります。尙本縣特有の結城紬は絹織物中小幅物の銘仙及節着尺物の欄に記入するのであります。

前年に比し職工數が増加したるに反し製品の少ないとか職工數が減じて製品の増加したるが如き場合に於ては其の事由を必ず備考に説明するは勿論其の他の欄に計上したる生品の價額に付

ては其の品名を備考に記載洩なき様に心掛けられたるのであります。

工場票報告規則に依る工場票を提出する工場の生産する數量及價額に付ては彼是對照し誤りなく正確にせられたるのであります。

以上の外前年に比し甚だしき増減ある場合に於ても必ず備考に説明を洩らざる様に希望する次第であります。

## □石材土石及礦水

(市町村報告期一月末日限)

本縣に於ける石材土石の生産は相當なる額に達するも品目は地方的に一定し居るものなれば之が調査に當りては常に細心の注意をなし調査洩なき様正確に調査せられたるのであります。

數量の一才とは一尺立方を謂ふものにして地方的の一才と趣を異にするものあらば凡て換算の上調査すべきであります。

瓦及土管の生産ありて粘土の計上な

き向あるもこれ等粘土も調査を要す、べきに付洩らざる様に注意せられたいのであります。若し右生産ありて粘土の記載なき場合は備考に其の旨記載すべきりであります。

### 〔災害表に就て〕

(市町村報告期一月末日限)

本表は一年間に於きまして市町村の水害の状況を各河川流域毎に製表して報告するのである。尙水害の外に震災海嘯、暴風雨、噴火、地亡、雪、霖雨土地陥没、山地崩潰の九項目に該當あれば調べて報告するのである。尙報告する事實がないときでも其の旨報告するのであります。尙調査上につきましては左記に依ること

- 一、單川に非らざる河川の水害表には幹川、支派川、池沼湖等其流域内に屬する一切の損害高を合算すること。
- 二、支派川等流域の一部に大水害あ

りたるときは特に別表に製表すること。又利根川流域に就ては左の區別に依りまして特に各別表にすること。

- 支川 渡良瀬川流域
- 幹川 利根川流域
- 支川 渡良瀬川、鬼怒川、小貝川及下流下利根川の各流域を  
除く

- 支川 鬼怒川流域
- 支川 小貝川流域
- 幹川 下利根川流域

以上記載の各川及其各川の支派川の流域に非らざるものは全部此部に包含す

- 三、甲河川流域に出水ありて乙河川流域内に波及したるときには其の乙河川流域の分をも合算して製表し二河川流域同時に出水したるときには各流域毎に分割して別表に製表すること。
- 四、種別欄記載の各項目に就ては左記に依ること

- 1、河川乃至軌道の土木工事に關

### 〔園藝農産物蔬菜花卉ノ三〕

(報告期二月末日)

- 5、田畑以外の土地に就ては前項に準じ調査すること。
- 6、其の他の諸損害の欄には前記各欄に記載せざる器具機械貯藏物品動植物其の他既製未製の諸商品等直接損害を受けたる諸物品の損失價額のみ、記載すること。

### 〔園藝農産物果實ノ一〕

(報告期二月十五日限)

本表は農産物調査方法に依り調査員實地調査の上提出したる調査集計表に依り調製するものであります。

樹数は結實の樹齡に達したるもののみを調査し、收穫皆無のものとも雖も總て調査致しますがミカンには夏ミカンフクレ、シラハミカン等は含まないから注意せられたい。

る。ラクカセイは脱穀しない莢の儘で乾燥した斤量を掲ぐるのであります。

### 〔各種器物の製造〕

(木製品、竹製品、籐製品、柘柳製品)

(市町村報告期二月末日限)

製造場数は年末現在に於て家庭内であると工場であると問はず、凡て器物の製造作業をなす一定の場所を指すのでありまして副業的のものとも雖も調査すべきものであります。又職工数は年末現在に於て事業主たる家族と弟子たるを問はず事實其の業務に従事するものを凡て調査計上するものでありまして、年末現在に於て一時不在であつても雇傭關係のあるものは調査すべき趣旨であります。而して之が製品の調査は昭和九年中に於て生産せられたる品物の中で一定範囲に定められたる製品を其の種類別に價額のみを調査するものでありまして

木製品の調査範囲は

履物素地、下駄材として単に取木しただけのものにして、孔を穿ち、削る等の仕上の工程に至らざるもの。挽物、盆、茶卓等の轆轤細工にして玩具は含まず。

指物、箆筒、長持、火鉢、机、椅子等普通指物職の製作する家具調度品類。

箱類、外箱、折箱等主として包装用の箱。

桶、樽類、竹、金屬等にて輪縮し、桶又は樽と稱するもの。

木箸、素地のもののみ

を其の價額のみ調査するものでありまして、而して本製品中には漆器の素地は除外すべきものであります。

竹製品の調査範圍は、籠及箆、簾行李、バスケットの竹製に限り其の價額のみを調査するものでありまして、籐製品に於ては履物表、敷物、卓子及椅子類、バスケット、籐製のものに限り其の價額を調査し、杞柳製品に於ては

杞柳の枝にて作られたる行李、籠及バスケットに限り調査することになつて居ります。

蠶網の製造、戸數は年末現在の戸數を調査することになつて居りますが、農家の副業状態の觀察の目的より致しますと寧ろ其の年内に於て製造に従事せる凡ての戸數を調査するを適當と致します。仍つて他より供給を受け賃編を爲すが如きものも一戸として計上すべきものであります。又其の製品は蘭製、藁製、絲製に限り調査し、絲製は反を單位とし、巾の廣狹に拘らず鯨尺二丈八尺を以て一反とし、自家用をも調査することになつて居ります。

藁製品は全部藁を以て製したるもの及藁と其の他の補助材料とを以て製造したるものでありまして自家用は調査の要はありません。製造戸數は年末現在の規定でありますけれ共蠶網と同じく寧ろ其の年中従事する戸數を調査するを適當と致します。

作業工場調査期間とありますが季節作業工場に該當すべきものは事業其のものが所謂一定の季節に非ざれば作業を爲し得ざるもの例へば清酒醸造凍蒟蒻製造鮫節製造等の如きものを指すものでありまして之に反し季節に支配せられざる作業を行ふ工場は總て一般工場であります。季節作業工場にありましては作業期間を記載する事になつて居ります。例へば清酒醸造業の如く其の作業が前年の秋季より其の年の春季に跨る場合は昭和九年の調査は自昭和八年十一月日至昭和九年三月日等の如く其の季節の作業期間を記載するのであります。

工場所在地及工業主の住所氏名欄は簡記せず必ず茨城縣何那何町村大字何何番地の如く記載せられたいものです。

主要事業欄は工場分類の小分類に依つて記載するのでありますが若し當該工場が工場分類に依つて異なる數種の

事業を併せて營む場合は其の内でも最も主要と認めらるるもの、即ち各々の生産額の多少、設備の大小等を參酌の上事業の一種を代表して記載するのであります。各票共價額の欄は圓位に止め圓位未満の端數は之を切捨てるものであります。

調査期間中全然休業せる場合は其の旨を附記すると共に休業前の職工數を備考に記載して提出するのであります。尙各票中○印又は×印の欄は縣廳及商工省で記入すべきものでありますから、市町村役場では記入に及びません。

#### □調査票第一號甲

原料及材料總使用額欄は調査期間内に於て生産の爲に使用したる原料材料であれば夫れが直接たると間接たるとを問はず總ての價額を合算して記入すべきであります。然し設備機械の修理又は機械油の如きものは之を除く事に

製品の種類は苳、繩類、吠及倭、マブシ(簇)其他に分ち其の價額のみを調査し、苳には皆川苳と稱し藁を麻糸又は木綿糸にて織りたるものをも調査致します。其の他には草履表、藁箆、藁製蠶網、藁製苫及蓑、草鞋、壘包等を調査計上するものであります。

#### □工場調査に就て

(市町村報告期二月末日限)

常時五人以上の職工を使用する工場又は現在の職工數は五人に満たなくとも其の設備に於て五人以上を使用し得る能力を有する工場の工業主は工場調査規則に依つて毎年調査票を提出する義務があるのでありますから調査漏のない様に充分注意すると共に調査票の記載に就ては左記の諸点に注意せられたい。

#### 各票共通記入注意

欄外上部に一般工場調査期間と季節

なつて居ります。尙加工又は修理の委託を受けたる工場では委託工場持ちの原料のみを記入すべきで例へば綿布の染色を委託されたる工場では染料、藥品、塗料等の價額を記入し綿布の素地の價額は記入しないのであります。

指定原料及材料使用額欄へは特に指定せられたる原料及材料(調査票甲欄外に記載せられたる二十品目)を使用したる場合に限り各々其の種類別に數量價額を記載すべきであります。但し指定以外の品目例へば製材業に於て使用したる木材、和酒醸造業に於ける白米、醬油醸造業の小麥、大豆、鹽等を記載する向があります。右は何れも指定以外の品目で記入を要しません。

燃料及動力使用額欄には作業の爲直接消費せられたる燃料及動力(電力に付ては燈用を含む)を記入すべきであります。若し事務室又は暖房用等の燃料及動力と分離して調査し得ざる場合に限つては之を合算して記入しても妨

ない事になつて居ります。石炭、コークス、木炭の單位は「<sup>キログラム</sup>」を以て記入する譯ですが千疋が一「<sup>トナ</sup>」に相當するのであります。尙木炭は慣行上「<sup>俵</sup>」を以て記載せる場合は一俵の重量を備考に記入されたい。尙石油の單位は「<sup>バレル</sup>」を以て記入する譯ですが一「<sup>バレル</sup>」は約五斗五升であります。若し單位を罐を以て記載した場合には一罐の容積を備考に説明して載きたい。尙薪も慣行上束を以て記載した場合は一束の重量を備考に説明されたいものです。

電力の使用量欄に馬力數或は支拂料金等を記載する向がありますが右は必ず「<sup>キロワット</sup>」時を以て記載せられたる。

馬力數を「<sup>キロワット</sup>時」に換算の方法は

$$746 \text{ワット} \times \text{馬力數} \times (\text{一日ノ作業時間} \times \text{一ケ年間ノ作業日數}) \div 1,000 = \text{キロワット時}$$

燈用の電力を「<sup>キロワット</sup>時」に換算

生産額欄へは調査期間内に實際に生産せられたるもの、數量と價額とを記入するもので價額は工場渡し値段に依り計算記入し尙未だ販賣せず期末在庫となりたるもの、價額は調査期間末の市價に依り合算記入せられたる。

分類品目欄に記載すべき生産品の名稱は必ず生産分類に依り夫々區別して記入するものであります。例へば製絲業に在りましては生絲、玉絲、野蠶絲、生皮苧、鬘斗絲及其他の屑物の如く、製材業に在りては板、角丸、「ベニア」板其の他の如く記載すべきに往々杉材、松材、米材、内地材の如く記入する向がありますから御注意を願ひたい。

尙數量の單位は成るべく「メートル法」に依るべきものでありますが若し右に依らず、<sup>尺</sup>、<sup>俵</sup>、<sup>樽</sup>、<sup>函</sup>等の如く實數量の一定せざる單位を用ひた場合は之が内容を必ず備考に説明して載きたい。未完成品と雖も價額の計

の方法は

$$\text{額光輝} \times 1.25 \times \text{一ケ年ノ調査期間} \div 1.0$$

〇〇「<sup>キロワット</sup>時」  
労働消費欄は一ケ年を四期に分ち各三ヶ月間宛の事實を記載すべきものですが往々一ヶ月分を記載する向がありますから御注意を願ひたい。平均一日使用職工數欄へは一日當の平均を各期別に記載するのであります。即ち一月より三月に至る三ヶ月間に於て毎日使用した職工の累計を同じく三ヶ月間の作業日數にて除して一日當平均數を算出する如く四月——六月、七月——九月十月——十二月の欄も同様にて算出して端數を生じた場合は之を切捨て整數にて記入し、尙本欄は職工のみを調査すべきでありますから職員や給仕、小使、門衛等の如きものは、算入しません。

平均一日労働時間は職工の實際の労働時間の一日當平均を記入するものでありますから休憩時間又は食事時間等算を爲し得る程度のものに付ては製成品と區別して生産額欄に記入して未完成品何圓と價額のみを記入し尙副製品と雖も區別して記入して載きたい。例へば和酒醸造業に在りては清酒の外に酒粕又は焼酎等、醬油醸造業に在りては粕の生産がある筈ですから記入洩のない様に御注意を願ひます。

委託仕事として其の工場にては全く製造も加工も修理もしない生産品は之を記入しないで之に反し他人の物に其の委託を受けて加工又は修理等を爲したる品目に付ては之を別品目の生産品として記入し其の旨を附記し價額の欄は加工賃又は修理料のみを記入すべきであります。

在庫額欄は調査期間末現在に於ける實際の在庫額を調査するのでありますから、前期よりの持越しをも含めたる數量と價額とを記入するものであります。尙價額の計算に付ては期末の市價に依つて算出する譯であります。

の如き作業に従事しない時間は算入しない事になります。例へば甲職工一日の實際作業に従事した時間は八時間で乙職工は十時間なるときは平均一日労働時間は兩者の平均たる九時間となるが如し、之等を各期別に計算して端數を生じた場合は小數以下一位迄記載し以下切捨てる事になつて居ります。作業日數は工場の一ケ年間の作業日數を各期別に記入する譯ですから一日も休業しない場合は一期即ち三ヶ月間の作業日數は九十日乃至九十二日となります。

賃銀支拂總額欄へは職工にのみ支拂ひたる實收賃銀の總額を記入すべきで手當、歩増、賞與等は勿論被服、住居等の實物給與ある場合は之をも見積り合算計上するのですが職員や職工以外の従業者に支拂ひたるものは含みません。

□調査票第二號甲

欄外上部の「年末現在職工數」欄へは第三號票に記載せられたる職工の合計を記入すべきなるも往々記入洩がありますから御注意を願ひます。

□調査票第三號甲

事業開始年月欄は事業繼承又は營業組織變更の年月を記入する向がありますが右は誤りで其の工場の最初の事業開始の年月を、記載するものであります。

従業者數中に往々工業主及雇傭關係のない家族を記入する向がありますが右は記入の必要がありません。職工一人一日當實收賃銀は使用職工中十六歳以上五十歳未満の者一人一日當の實收賃銀には一ケ年中に於ける平均額を記入するもので手當、歩増、賞與等は勿論、被服、住居等の實物給與ある場合に於ては其の價額をも見積つて合算すべきであります。

兵役關係者數には歸休兵役、豫備兵

役、後備兵役及補充兵役に在るものを陸海軍別に記入するものです。

原動機欄へ単に原動機何臺と記載する向がありますが右は必ず指定せられたる原動機別に電動機、蒸気機関、汽タービン、瓦斯機関、石油機関、タービン水車、ペルトン水車、日本型水車に區別して且つ其れ等を實馬力數別に使用中のものと休止豫備のものに區別して記入するものであります。

### □公私有林野人工造林

#### 表に就て

(市町村報告期三月末日限)

人工造林とは人工を以て新植補植するものを謂ひ林野に在らざる地に新に造林を爲す場合及伐採跡地、無立木地に造林する場合をも含み又移植に適する苗木の植栽に限らず播種せるものも包含すべきものであります。

新植に係るものは樹數の外面積をも調査し補植に在りては本數のみを調査

て其の年の伐採面積より多き筈なきに付注意せられたいのであります。

それから無立木地の天然造林とは右伐採跡地以外の地(原野、裸山等)に於て下種とか其の他の作用に依つて萌芽し成林の見込確實となりたるものを謂ふものにして針葉樹に於ては幾分該當あるけれども闊葉樹には殆んどなきものと見受けられます。

### □公私有林伐採表に就て

(市町村報告期三月末日限)

伐採面積調査の範圍は樹林状態をなせる林野の伐採面積の全部を調査するのが原則であります。又點狀擇伐も一の伐採なるも其の伐採面積の調査算定に困難なる爲調査の要はありませぬ。然し伐採數量と價額は調査することになつて居ります。尙此の場合は備考に其の旨記載せられたい。年々點狀擇伐したるときは最後に於て全部を伐採したるときに其の全面積を調査計上し其

するのであります。そうすると新植とは伐採跡地とか原野などに行はるべきは勿論ですが其の多くは伐採跡地を主としてしまして總て普通の場合新植面積は大體伐採面積より天然造林面積を差引きたるものと略同一なるべきも若し原野畑地等の植林ありし爲新植面積より差引多きとき或は之に反して少き場合は其の旨説明して戴きたい。補植とは曩年新植したるものゝ中枯死又は活着不良の爲之を補ふものにして前年の活着如何に依つて多少の相違はあるけれども多くは前年の新植の一割内外を越ゆる様な事は尠なきものとし若し其の割合多少に失する場合は之が説明を添へて下さい。

それから播種したるものは播種面積を新植面積とし植栽本數には計上せざるも播種せる數量を升を以て別記することです。

尙一反歩當の植栽本數は造林經營の方法とか目的等に依つて多少の相違はの年以前の點狀擇伐面積は控除しないことである。尙竹林に就ては拔伐と雖も伐竹の占領面積を調査すべきものなるに付注意せられたい。

占領面積とは林相を爲せる總面積を樹數にて除したる商を謂ひ必ずしも樹木の被覆面積と同一でないのであります。

伐採面積中用材と薪炭材との兩者を包含するときは各其の割合に依つて雙方に區分計上せられたい。用材として伐採したるものゝ枝條や根株にして薪炭用に供するものは其の數量と價額のみを薪炭材の欄に記載すべきものなるも此の場合は備考に其の旨記載せられたいのである。又用材の枝條根株を薪炭に供する場合は立木賣渡價額より見積り調査せられ、桐に付ては林地に在るものは面積をも調査し林地以外のものに對しては數量及價額のみを調査し備考に説明を要するのであります。又一反歩當材積を算出して其の過少

あるも大體左の本數を参考とし粗又は密に過ぐるときは之が事由を説明して戴きたい。

本縣五ヶ年平均

杉	三七五本	ヒノキ	四七一本
松	五八一本	クスギ	三五五本
竹	二三二本		

### □公私有林野天然造林表に就て

(市町村報告期三月末日限)

天然造林とは下種又は萌芽に依つて林相を成すものを謂ひ、下種とは天然下種にして例へば母樹より落ちたる種子が發芽して自然に林相を成す様なものを謂ひ、萌芽とは伐採したる切株より稚樹の發生して林相を爲す様な場合を謂ふのであります。

伐採跡地の天然造林とは當該年伐採した箇所を其の儘と爲し置き根株よりの萌芽に依つて成林の見込ある箇所を謂ひます。闊葉樹林中ナラ、クスギ等は此の萌芽更新法に依るもの多きを以

のものに就ては其の事由を説明せられたい。

尙單價は本表に限り山元相場乃ち立木のまゝ賣買するものに依られたいのであります。

それから一石とは尺角長さ十尺に相當するもの乃ち實積十立方尺のことです。

#### 参考

- 一、用材の材積を伐採せる丸形より計算する方式左の如し

中央直徑を測りたる場合  
 (長サ)ノ中央ノ直徑(2)×(圓積率0.7854)  
 (54)×伐採ノ長+10立方尺=材積石  
 例(20尺)ノ中央3尺ヲ由乘×0.7854×2  
 0尺+10=14石(1372)

二、立木の材積計算方式  
 (立木ノ田道直徑2)×圓積率0.7854×  
 (樹ノ高サ=應ジ係數+10立方尺)=材積ノ近似値

右の係數を擧ぐれば左の通り



高	系数
3.0	0.60
3.5	0.57
4.0	0.56
4.5	0.55
5.0	0.55
5.5	0.54
6.0	0.54
6.5	0.53
7.0	0.53
7.5	0.53
8.0	0.51
8.5	0.51
9.0	0.50
9.5	0.50
10.0	0.50
10.5	0.50
11.0	0.49
11.5	0.49
12.0	0.49
12.5	0.49
13.0	0.49
13.5	0.48
14.0	0.48
14.5	0.47
15.0	0.47
15.5	0.47
16.0	0.47
16.5	0.47
17.0	0.47
17.5	0.46
18.0	0.46
18.5	0.46
19.0	0.46
19.5	0.45
20.0	0.45

三、用材一反歩當材積(杉は清澄濱  
習林中位、赤松、扁柏は關東地方  
中位)

二十年生	杉 二八三本	五七石
	赤松 四一八	三四
	扁柏 四六〇	六八
三十年生	杉 一九九	一一五
	赤松 二一五	一六六
	扁柏 二九五	一二〇
四十年生	杉 一五四	一七四
	赤松 一五五	一九二
	扁柏 二五五	一五九
五十年生	杉 一二九	二三〇
	赤松 一二七	一一三

四、薪炭材一棚とは長さ二尺のもの  
を高さ五尺幅十尺に積立てたるも  
の乃ち層積百立方尺を云ふので  
あります。そして此の棚の層積  
には間隙がありますので其の實積  
は三割を減すべきものと見做して  
一棚は用材の七石に相當するも  
です。

### 林野産物表に就て

(市町村報告期三月末日限)

本表調査の範圍は公私有林野は勿論  
御料林國有林公有私有等に於ける林野  
全体の生産を調査するのであります。  
表中の樹實は單に林野に生産するもの  
に限らず林野以外の宅地畑等より生産  
するものも合算調査せられたり樹皮中  
の杉扁柏等に在りては伐採したる用材

然して地方慣行の一棚は區々に涉  
つて實積が異つて居る故右の規定  
に依り換算調査せられたりのです  
薪炭材一棚を薪としたる場合は大  
体次の通り

三尺束	百束位
二尺五寸束	百四十束位
二尺三寸束	百七十束位
二尺束	二百二十束位
一尺八寸束	二百七十束位

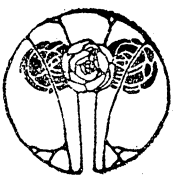
の事實とよく對照して均衡を失せない  
事に注意を願ひたい。  
参考樹皮(單位六平方尺乃ら坪)は伐  
採樹の大小に依つて一定の標準は決し  
難きも大体用材一石に對し二、三坪の  
ものが多い様です。

柴草は林野は勿論林野以外の畦畔其  
の他より採取する飼料又は肥料等に供  
する灌木及芝草類を調査し木炭及薪の  
原材料は大体伐採表の薪炭材積と匹敵  
すべき筈なるに付彼は關聯調査し誤り  
ない様に注意を願ひます。

タケノコは竹材を目的とする竹林よ  
り産するものは勿論單にタケノコ收穫  
を目的として栽培したるタケノコ畑よ  
り産しまするものをも調査しそれから  
ワサビは葉を切り離したる數量を調査  
して戴きたり。

### 御注意

人口動態調査令施行細則第五  
條に依り報告する使用残枚數  
は昭和十年所要として彙に送付して置きま  
した用紙を除き報告するのでありますから  
特に注意せられたり。



## 茨城縣統計協會

### 創立總會

#### 會長に乾官房主事

本縣統計協會創立總會は昨年十月八  
日午前十一時縣廳内參事會室に開き

- △水戸市 一本 誠
- △東茨城郡 粉川 幸之介
- △西茨城郡 小島 善五郎
- △那珂郡 西野 喜志之助
- △多賀郡 瀧 千一郎
- △行方郡 小貫 三郎
- △稻敷郡 小澤 茂
- △新治郡 萩谷 徳一
- △筑波郡 山中 林次郎
- △筑波郡 横田 内藏之丞
- △眞壁郡 田中 健兒
- △北相馬郡 新井 芳之助

の諸氏出席、乾官房主事開會の挨拶を  
兼て統計協會設立の趣旨及び經過を説  
明し郡司係官から左の議案を配付した  
第一號議案 會則決定の件

第二號議案 役員選舉の件

第三號議案 昭和九年度歳入歳出豫  
算議定の件

第四號議案 昭和九年度會費分賦收  
入方法議定の件

第五號議案 昭和九年度事業計畫議  
定の件

次いて川崎統計課長の動議により乾官  
房主事假議長席に着き會則を原案通り  
可決し、會則に基き乾官房主事會長に  
川崎統計課長副會長に就任それ〳〵挨拶  
あり、これに對し萩谷徳一氏から機  
會あらば副會長を二名とし民間からも  
選任することにされたいとの希望あり  
その他の議案についても萩谷、横田、

粉川の諸氏より二三の質問あり、川崎  
課長及び小林係官等これに答へ萩谷氏  
の動議により第三號案を修正可決、第  
四號案は原案通り、第五號案は末項を  
抹消可決し、議長より評議員を指名、  
顧問を推薦報告して茲に協會の創立を  
見、午後二時閉會した。役員並に會則  
豫算等左の如し

### 評議員

- 下大野村長宮本行一郎、佐野村長清
- 水廣之介、賀美村長佐川忠、麻生町
- 長箕輪喜平、石岡町長小松崎定之助
- 關本町長池田穰、古河町長小野藍次

### 顧問

- 中村内務部長、松木學務部長、高野
- 警察部長、天谷縣會議長、小泉縣町
- 村長會長、中村縣農會長、杉山地方
- 課長、宮司庶務課長、手島農林課長

### 茨城縣統計協會會則

第一條 本會ハ茨城縣統計協會ト稱ス



第二條 本會ハ事務所ヲ茨城縣廳内ニ置ク  
 第三條 本會ハ縣下各都市統計事務所ヲ以テ組織ス  
 第四條 本會ハ統計事務ノ刷新改善統計智識ノ普及向上並統計ノ民衆化ヲ圖ルヲ以テ目的トス  
 第五條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一 統計事務所
- 二 統計講習會又ハ講演會
- 三 統計資料及圖表展覽會
- 四 統計雜誌ノ刊行
- 五 統計先進地視察又ハ見學
- 六 統計功勞者ノ表彰
- 七 統計ニ關スル諸印刷ノ斡旋
- 八 會員ノ總集合
- 九 其ノ他必要ト認ムル事項

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク  
 一 總裁 一名  
 一 副會長 一名  
 一 評議員 七名  
 一 幹事 若干名

第七條 總裁ニハ本縣知事、會長ニハ官房主事、副會長ニハ統計課長ヲ推戴スルモノトス  
 評議員ハ總會ニ於テ都市統計事務所研究會ノ會員中ヨリ選舉シ幹事ハ會長之ヲ委囑ス

第八條 評議員ノ任期ハ二箇年トシ補缺員ノ任期ハ其ノ前任者ノ殘任期間トス但シ任期滿了後ト雖後任者ノ決定スル迄ハ仍ホ其ノ職ヲ行フ  
 第九條 本會役員ハ名譽職トス  
 第十條 本會ニ顧問及名譽會員ヲ置クコトヲ得顧問及名譽會員ハ總會ニ於テ推薦シ總會及評議員會ヲ召集シ其ノ議長トナル副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス  
 幹事ハ會長ノ命ヲ受ケ庶務會計ノ事務ヲ掌ル

第十二條 本會ノ會議ハ之ヲ分チテ總會及評議員會ノ二種トス  
 總會ハ都市統計事務所研究會長ヲ以テ組織シ毎年一回之ヲ開ク  
 但シ必要アル場合ハ臨時總會ヲ開クコトアルベシ  
 評議員會ハ評議員ヲ以テ組織シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキ之ヲ開クモノトス  
 第十三條 總會ニ於テ議決スベキ事項左ノ如シ

- 一 會則ノ變更
  - 二 經費ノ收支豫算及賦課徵收方法並決算
  - 三 事業計畫
  - 四 其ノ他重要ナル事項
- 第十四條 評議員會ニ於テ議決スベキ事項

左ノ如シ  
 一 總會委任事項  
 二 會務執行ニ關スル事項  
 三 其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項

第十五條 總會及評議員ノ議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ決シ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル  
 第十六條 本會ノ經費ハ都市統計事務所研究會負擔金及其ノ他ノ收入ヲ以テ充ツ  
 第十七條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ヨリ始マリ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル

第十八條 本會則ハ總會ニ於テ出席者三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ變更スルコトヲ得ズ  
 第十九條 都市統計事務所研究會ノ設置ナキ都市ニアリテハ町村長會及市ヲ以テ統計事務所研究會ト看做ス

**昭和九年度本會歲入歲出豫算**

歲入	金參千七百拾七圓	歲入豫算高
歲出	金參千七百拾七圓	歲出豫算高

都市統計事務所研究會ヲ經テ十一月末日迄本會ニ納入スルモノトス  
 但シ郡統計事務所研究會ノ設置ナキ郡ニアリテハ町村長會ヲ經テ水戸市ニアリテハ直接同日迄ニ本會ニ納入スルモノトス

**昭和九年度事業計畫**

- 一 會報ノ發行
- 統計思想ノ普及並統計事務ノ向上ヲ圖ルハ本會ノ重要ナル使命トスル所ナルヲ以テ機關雜誌ヲ發行シ其ノ目的ヲ達成セントス
- 一 統計事務ノ實地指導
- 統計事務ノ刷新改善ヲ圖ル爲臨時役職員ヲ派遣シ又ハ統計調査員協議研究會開催等ノ場合ニ於テ事務ノ實際ニ就キ指導セシムルモノトス
- 一 統計圖書及統計諸用紙ノ印刷斡旋
- 統計ニ關スル圖書及統計報告用紙其ノ他ヲ印刷ノ上有償ニテ之ヲ配付シテ統計調査執務上ノ便ヲ圖ラントス
- 一 統計功勞者ノ表彰
- 本會表彰規程ニ依リ縣統計事務所關係職員

科 目	本年度豫算額
第一目 會費	一、一四〇
第一項 分賦金	一、一四〇
第二目 預金利息	一、四〇〇
第一項 預金利息	一、四〇〇
第三目 出版物收入	二、二二二
第一項 出版物收入	二、二二二
第四目 雜收入	五〇
第一項 雜收入	五〇
第五目 過年度收入	五〇
第一項 廣告料	五〇
第五款 寄附金	三〇〇
第一項 寄附金	三〇〇
合計	三、七一一

科 目	本年度豫算額
第二目 通信運搬費	三八〇
第三目 消耗品費	一〇〇
第四目 圖書及印刷費	二〇〇
第五目 雜費	二五〇
第二項 會議費	一〇〇
第一項 評議員會費	一〇〇
第二項 總會費	五〇
第三項 事業費	二、七三七
第一項 雜誌費	二、七三七
第二項 出版費	五〇〇
第三項 表彰費	一〇〇
第四項 實地指導費	一〇〇
第四款 補助費	二
第一項 補助費	二
第一目 統計講習會派遣補助費	一四三
第二目 視察補助費	一四三
第五款 豫備費	一四三
第一項 豫備費	一四三
合計	三、七一一

**昭和九年度會費分賦收入方法**

昭和九年度本會々費ハ一市町村毎ニ金三圓



十二月七日

東茨城 河和田、上中妻、長岡、上野合  
 西茨城 北山内、南山内、西山内、東那珂  
 那珂 石神、神崎、額田、菅谷  
 久慈 久米、金郷、世喜、金砂  
 多賀 上島、白鳥、大同、中野  
 鹿島 津澄、要、武田、秋津  
 行方 阿見、朝日、奥野、岡田  
 稻敷 關川、高濱、田余、玉川  
 新治 關本、上妻、河内、川西  
 筑波 關本、上妻、大花羽、菅原  
 眞壁 關本、上妻、幸島、猿島  
 猿島 長田、八俣、山王、寺原  
 北相馬 高井、稻戸井、山王、寺原

十二月八日

白河、橋、小川、竹原  
 岩瀬、北那珂、國田、戸多  
 五臺、柳河、染和田、山田  
 天下野、高倉、磯原、華川  
 波野、豊郷、豊津、鹿島  
 立花、現原、玉川、行方  
 荳崎、牛久、馴柴、八原  
 石岡、園部、瓦會、林  
 島名、旭、上郷、吉沼  
 下妻、大寶、騰波ノ江、黒子  
 下結城、豊岡、西豊田、總上  
 森戸、生子菅、逆井山、七重  
 取手、井野、小文間、六郷

十月十日

堅倉、川根、鯉淵、下中妻  
 芳野、木崎、瓜連、靜  
 譽田、佐都、河内、中里  
 關南、大津、平湯、關本  
 高松、息栖、輕野、若松  
 小高、玉造、手賀、延方  
 長戸、根本、柴崎、太田  
 戀瀬、葦穂、柿岡、小幡  
 高道祖、作岡、田水山、菅間  
 嘉田生崎、村田、鳥羽、上野  
 豊加美、蠶飼、宗道、玉  
 香掛、弓馬田、飯島、神大寶  
 相馬、高須、川原代、北文間

十二月十一日

中妻、渡里、飯富、山根  
 大場、上野、大宮、大賀  
 賀美、小里、生瀬、宮川  
 坂上、國分、河原子、鮎川  
 矢田部、波崎  
 高田、大須賀、伊崎、阿波  
 小櫻、志筑、新治、七會  
 筑波、田井、北條、小田  
 大、長讚、古里、谷貝  
 石下、豊田、五箇、三妻  
 岩井、七郷、中川、境、長須  
 文布川、文間、東文間

十二月十二日

水戸 水戸、西郷、環  
 東茨城 石塚、小松、山方、檜澤  
 那珂 玉川、鹽田、山方、檜澤  
 久慈 黒澤、依上、佐原、大子  
 多賀 助川、日立、日高、豊浦  
 稻敷 古渡、浮島、龍ヶ崎、大宮  
 新治 都和、藤澤、斗利出、山ノ莊  
 筑波 大磯、葛城、小野川  
 眞壁 紫尾、樺穂、雨引、眞壁  
 結城 大生、飯沼、水海道

十二月十三日

岩船、澤山、大貫、伊勢畑、磯濱  
 小瀬、野口、長倉、八里  
 袋田、上小川、下小川、諸富野  
 櫛形、黒筋、松原、松岡  
 生板、源清田、長竿、金江津  
 築、九重、栗原、中家  
 大國、新治、小栗

十二月十四日

巖郷、太田、久慈  
 高岡、南中郷、十倉島、本新島  
 東、土浦

本縣の調査員總數  
 昭和九年十二月末日現在  
 に於ける本縣の統計調査  
 員は三千九百四十人で専  
 任の農林統計調査員は六  
 十八人で商工統計調査員  
 は二十八人農林及商工業  
 任の調査員は三千八百四  
 十四人である

### 眞壁郡統計部總會

眞壁郡町村長會役場事務研究會統計部では昨冬十一月十二日下妻町農業倉庫樓上に總會を開催した。縣統計課より川崎統計課長及郡擔任高島屬臨席され、午前十時池田眞壁郡町村長會副會長より開會の挨拶あり、續いて澤邊下妻町長議長席に着き別紙會則の設定を行ひ川崎統計課長の訓示ありて後縣提出指示及注意事項を付議高島屬より詳細説明をなし出席者交々立つて或ひは意見を述べ或ひは疑問を質す等熱心に研究する處あつた。

#### 眞壁郡町村長會役場事務研究會統計部規定

第一條 本研究部ハ眞壁郡町村長會役場事務研究會規約ニ基キ統計事務研究ニ關シ本則ノ如ク定ム  
 第二條 眞壁郡町村長會役場事務研究會規約第二條第二項後段ノ規定ヲ會長ノ承認ヲ得當分ノ内從來ノ支部區域ヲ一團トシ

#### 隔月ニ研究會ヲ開會ス但シ必要アル場合ハ部長ノ意見ニ依リ臨時ニ開會スルコトアルベシ

前項會議ノ招集ハ部長之レヲ行フ  
 第三條 前條ノ開會期日及場所ハ理事ノ答申ニ依リ部長之レヲ定ム  
 第四條 部長ハ事務ノ刷新向上ヲ期スル爲必要ト認ムルトキハ會長ト協議シ講習會又ハ事務視察ヲ實施スルコトヲ得  
 第五條 本研究部ノ經費ハ眞壁郡町村長會ヨリ配當スル豫算ニ依リ支辨ス但シ其ノ經理ニ付テハ部長ノ定ムル所ニ依ル  
 第六條 本規定ハ總會ノ議決ヲ經ルニ非ザレバ變更スルコトヲ得ズ  
 附 則  
 本規定ハ議決ノ日ヨリ施行ス  
 昭和九年十一月十二日提出  
 統計研究部長 澤部元信

#### 出席者氏名

(縣統計課)川崎課長、高島屬(郡町村會)池田副會長、木村幹事(町村長)後崎養蠶村長、酒寄紫尾村長、増淵大國村長、澤部下妻町長、安田大寶村長、(統計主任)下館町田中健兒、伊讚村大越竹三郎、養蠶村谷口彦右衛門、大田村濱

### 北郡統計事務研究

北相馬郡では十一月二十六日北相馬郡高須村役場樓上に於て東部統計事務研究會を開き縣統計課より郡擔任の菊池主事補が臨席された。午前十時高須村飯岡助役の開辭あり續いて菊池主事補より縣提出の左記會議事項に依り詳細説明の後質疑應答を爲し何れも熱心に研究を遂げた。

會議事項  
 指示事項  
 一、統計事務刷新改善ニ關スル件  
 一、米生産統計調査ノ趣旨徹底ニ關スル

件

一、統計調査員ノ指導訓練ニ關スル件  
注意事項

- 一、報告期限ノ勵行ニ關スル件
- 一、統計報告表製表上ニ關スル件
- 一、各種豫想報告ニ關スル件

米生産統計調査

- 一、作付段別ノ調査方法
  - (イ)準備調査(ロ)米作農家一覽ノ作成
  - (ハ)補助表ノ整理(ニ)實地調査
- 一、收穫高ノ調査方法
  - (イ)坪刈標準地ノ選定(ロ)坪刈調査及一段歩收穫高見積調査(ハ)基準票ノ作成
- 一、調査票ノ作成
  - (イ)作付反別ノ記入(ロ)收穫高ノ調査
  - (ハ)收穫高審査
- 一、調査區結果表ノ作成
- 一、關係書類ノ整理提出
- 一、統計座談會

昭和九年に於ける養蠶農家の収入糸價慘落に崇られ實に千九十九萬圓の激減

昭和九年に於ける  
養蠶戸數は六萬八千五百十四戸  
蠶種掃立數量は七百三十三萬九千九百三十九瓦  
内春蠶三百五十九萬二千二百九十七瓦  
夏秋蠶三百七十四萬六千四百四十二瓦  
繭産額は三百九十八萬六千九百九十九貫  
(價額八百四十四萬八千八百二十二圓)  
内春蠶二百十五萬千八百二十一貫  
(價額四百七十一萬九千八百三十二圓)  
夏秋蠶百八十三萬五千九百八十八貫  
(價額三百七十二萬八千二百五十圓)  
にて前年に比すれば  
蠶種掃立數量五十一萬九千九百九十二瓦  
内春蠶六千六百八十四瓦  
夏秋蠶五十一萬七千六百七十六瓦  
繭産額十五萬二千六百七十二貫  
(價額九十一萬九千七百七十圓)  
内春蠶十三萬九千七百七十貫  
(價額七十萬二千四百四十四圓)  
夏秋蠶二十九萬九千六百八十二貫  
(價額三百八十八萬九千三百六十六圓)  
を示した。而して春蠶に於ける收穫高は掃立數量の増加と掃立以來の氣候概して適順なりし爲前年に比し六分九厘の増收を見るも夏秋蠶に於ては絲價不況に依る春蠶價額の慘落に基因し其の掃立數量著しく減したると又飼育中の氣候不順且風害等の爲に飼養の經過桑葉の發育共に良好ならざりしに依り前年に比し一割三分七厘の減收となり春蠶夏秋蠶を通ずれば前記の如く前年に比して三分六厘の減收を見るに至つた。

○割六分五厘減  
○割二分二厘増  
○割三分二厘減  
○割六分四厘減  
○割六分九厘増  
○割一分一厘減  
一割三分七厘減  
五割五分五厘減

内男は七十七萬九千餘  
女の方が一萬三千人多い

縣民1572.802人

人口統計に現はれた種々相

在現日一月十年九和昭

本縣では昭和九年十月一日現在を以て各市町村別に、本籍人口は戸籍簿により、出入寄留者をば實地につきそれ／＼調査し、また陸海軍部隊に在るもの、艦船に乗組んでゐるもの、在監者、外國居住者、所在不明者等にして十月末日迄に判明せる者等をも市町村長の報告に基きそれ／＼加除集計するなどあらゆる方法を盡して人口及び戸數の概況を調査したが、これによると九年十月一日現住のわが茨城縣民は百五十七萬二千八百二人、一方里平均三千九百四十七人に當り八年の同期に比べると二萬三千十九人即ち人口に於いて十四人八分五厘の増しになつてゐる。しかして本籍人口は百八十一萬四千六十五人(一方里平均四千五百五十三人)で現住人口にくらべると二十四萬二千二百六十三人多い、是等の人は他府縣に出て働いたり、勤めをしたりしてゐるわけ

だ、更にこれを前年同期の本籍人口に比べると二萬三千三百四十八人の増加を示してゐる、次に現住戸數即ち世帯數は二十八萬一千七百六十一戸で一戸平均人口は五人五分八厘、前年同期の現住戸數に比し一千四百八十五戸を増し、一戸平均現住人口は五厘の増しとなつてゐる、男女の割合は本籍人口では男が九十萬九千八百六十七人、女が九十萬四千九百九十八人で女よりも男の方が五千六百六十九人だけ多いが、現住人口ではこれとは反對に男が七十七萬九千九百五人で女が七十九萬二千八百九十七人、男よりも女の方が一萬二千九百九十二人ほど多くなつてゐる、要するに男は兵役の關係とか移住出稼等で他出しているものが多いからさうした結果をみたのであらう、郡市別人口及び戸數と年度別にみたその比較、並に各町村別現住戸數及び現住人口を左に表示する。